

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局	(令和3年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>【指摘7】業務仕様書の記載誤りについて</p> <p>市は当該事業費として、なでしこジャパン国際親善試合の広告に関する業務委託費を約1,643千円支出している。業務委託契約書等を閲覧した結果、地下鉄デジタルサイネージ広告制作業務、吊看板制作業務、地下鉄車内ポスター広告制作設置業務において、業務委託契約の際に添付されている業務仕様書の履行期限が令和2年3月と前年の日付になっていた。</p> <p>単純な誤りかもしれないが文書管理は重要である。業務委託仕様書の日付が誤りである場合、事業の実施期間を把握することや、年次での実施事項を正しく管理することができない。また、全体的な書類の信頼性にも疑義が生じうる。</p> <p>市は、書類事務を適切に行うため、書類が適切に作成されていることを漏れなく確認する必要がある。また、必要な情報が網羅的に記載された書類を入手することも必要であるため、書類の扱いについては厳密に行うべきである。</p>	<p>業務委託に係る起案書類作成時には、記載内容に誤りがないか複数人による確認を徹底することとした。</p> <p>また、総務局文書法制課より各課室公所長に対し文書事務に係る留意事項についての通知がなされた。</p> <p>各課室公所長への通知日 令和4年4月11日</p>	